

# 内閣官房 内閣情報調査室

2011



*Cabinet Intelligence  
and  
Research Office*

# 「内調」の役割

## — 総理の「目」「耳」として —

内閣情報調査室(内調)の役割は、内閣の重要政策に関する情報を収集、分析して官邸に報告することです。それらの報告は、官邸の政策決定と遂行を支援します。従って、内調はいわば「総理の『目』『耳』としての役割を担っている」と言えます。そのために、次のような業務を行っています。

### ● 総理及び官房長官に対する報告

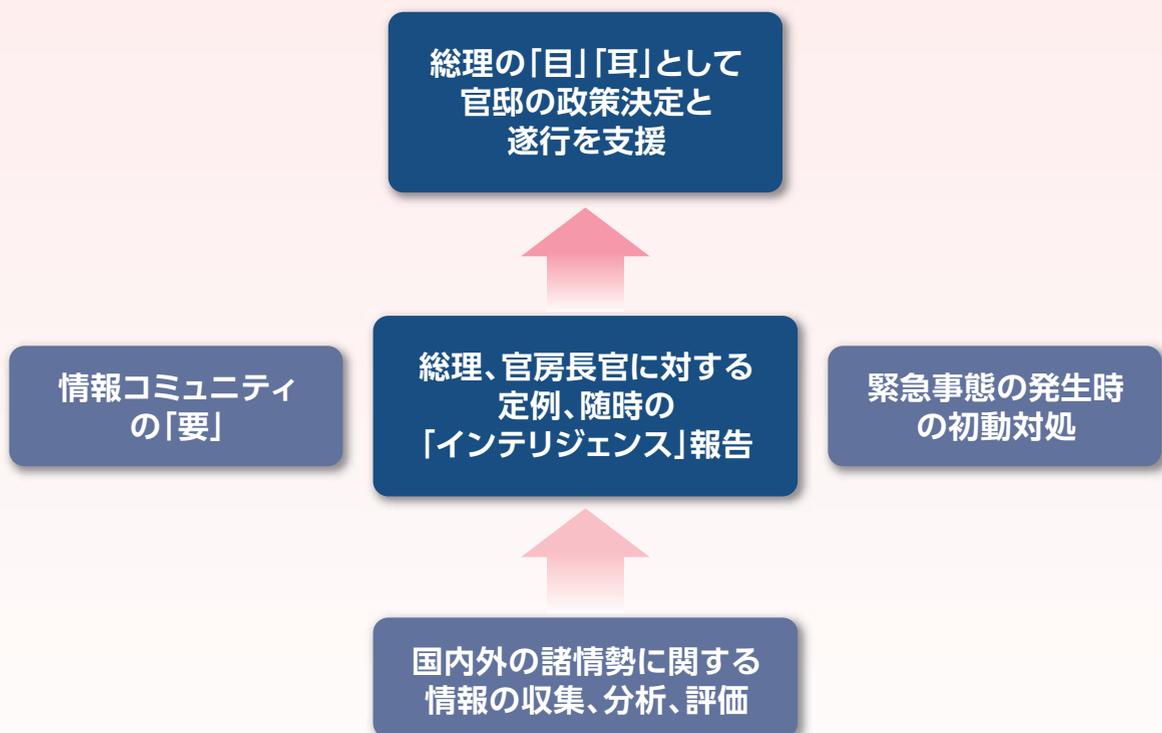
情報の収集、分析によって得られた「情報(インテリジェンス)」を、内閣情報官が、内閣総理大臣、内閣官房長官等(「官邸」)に定例報告を行っています。また、特に緊急を要する情報については、随時、報告を行っています。

### ● 情報の収集、分析、評価

官邸直属の情報機関として、官邸の情報関心に合致した各種情報を自ら収集するとともに、情報コミュニティ省庁(内調及び警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省等)が収集、分析した情報を集約し、内閣の立場から分析、評価を行っています。

### ● 緊急事態の発生時の初動対処

大規模災害等の緊急事態が発生した場合、あるいはそのおそれのある情報が得られた場合には、内調に情報が集約され、内調から官邸幹部に速報します。また、内閣に対策本部等が設置された場合には、内閣情報官が関係の会議に出席し、情報面から内閣による対応を支えます。



# 成長する「内調」

## — 歴史と発展 —

昭和27年4月9日(第3次吉田内閣)  
**内閣総理大臣官房調査室**(総理府内に新設)  
昭和32年8月1日(第1次岸内閣)  
**内閣調査室**(組織変更により内閣官房に)

昭和61年7月1日(第2次中曽根内閣)  
**内閣情報調査室**(内閣官房の組織再編により名称変更)

平成8年5月11日(第1次橋本内閣)  
**内閣情報集約センターを設置**  
(緊急な重要情報を24時間体制で収集し、内閣総理大臣等への報告)

平成13年1月6日(第2次森内閣)  
**内閣情報官を設置**(中央省庁再編に伴い内閣情報調査室長から格上げ)

平成13年4月1日(第2次森内閣)  
**内閣衛星情報センターを設置**(情報収集衛星に係る画像情報の収集・分析)

平成20年4月1日(福田内閣)  
**内閣情報分析官を設置**(特定の地域又は分野に関する特に高度な分析)  
**カウンターインテリジェンス・センターを設置**  
(外国の情報機関による情報収集活動から我が国の重要な情報及び職員を保護)



旧総理大臣官邸(現公邸):内閣広報室提供



総理大臣官邸:内閣広報室提供

# 内閣を支える 「内閣官房」「内閣情報調査室」

内閣(内閣総理大臣と国务大臣)に「内閣官房」が置かれ、以下の事務をつかさどっています(内閣法第12条)。

- 閣議事項の整理その他内閣の庶務
  - 内閣の重要政策に関する基本方針や閣議に係る重要事項等に関する企画、立案、総合調整に関する事務
  - 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務
- 等があり、それぞれの事務を、  
内閣官房副長官補(3人)、内閣広報官、内閣情報官等が掌理しています。

「内閣情報調査室」は、このうちの内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務を担当しており、内閣情報官がこれを掌理しています。

「内閣の重要政策に関する情報」とは、すなわち、国内外の情勢を正確に把握し、内閣が適時適切に政策を立案、遂行するために必要な情報のことです。

その時々政治、経済、社会情勢によって、国の重要課題は変化します。したがって、内調の職員には、情報に対する鋭敏な感覚と、時機を逸さないで対応するスピード感の養成が求められます。

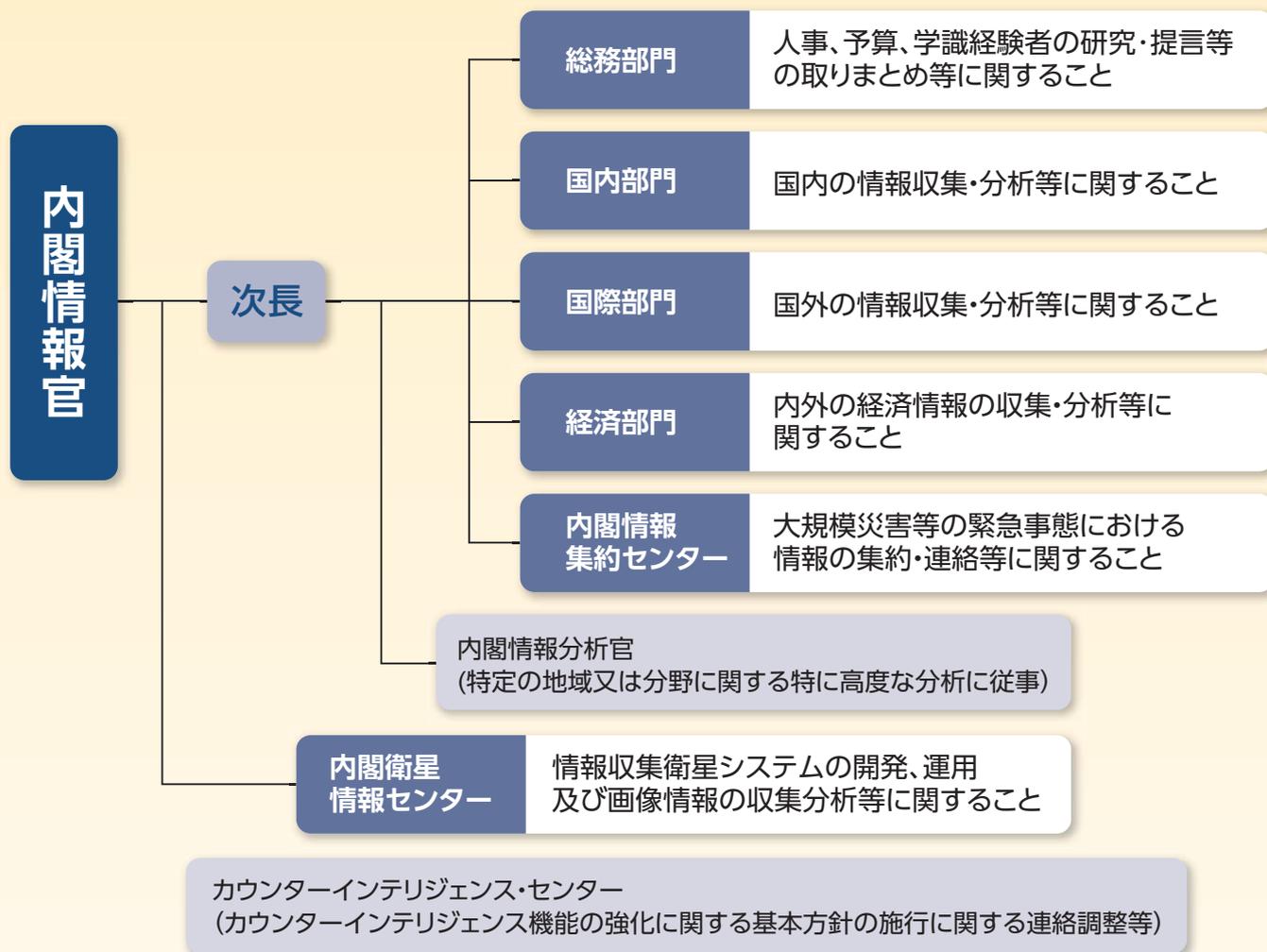
## 内閣官房の組織



関係法令 | 内閣法第12条、第18条  
内閣官房組織令第1条、第4条、第4条の2

# 「内調」の任務分掌

内閣情報調査室が担当する事務は、内閣情報官の下で、下図のとおり、分担されています。



## ★ 内閣情報調査室の職制

内調の職制は、管理職たる内閣審議官、内閣参事官、調査官と、その命を受けて事務を整理する内閣事務官とに大きく分けられます。

課係制をとる他の行政官庁とは異なり、収集、分析した情報を迅速に伝達するという情報業務の特性にかなったものとなっています。

# 情報コミュニティの「要」として

- 内閣情報調査室は、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官等の官邸の政策担当者と、関係省庁との連絡調整を担い、要としての役割を果たしています。そのために、以下の会議の運営を担当しています。

## 「内閣情報会議」

国家や国民の安全に関わり、内閣の重要政策に関する事象について、官邸と外交・防衛・治安等の情報を担当する省庁が緊密に連携し、情勢を総合的に把握をすることが「内閣情報会議」のねらいです。

議長は内閣官房長官で、内閣情報官、内閣官房副長官（政務・事務）、内閣危機管理監等の内閣官房の最高幹部と、広義の情報コミュニティ（警察庁、金融庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省）の事務次官クラスが構成員になっており、重要情報を共有するとともに総合的な分析、評価を行い、政策の立案に寄与します。原則として年2回開催されます。

## 「合同情報会議」、「情報収集衛星推進委員会」、「情報収集衛星運営委員会」

これら会議の長は、内閣官房副長官（事務）が務め、内閣情報官のほか情報関係省庁の局長クラス等が構成員となっており、関係省庁間の情報共有、情報収集衛星の開発・運用のための方針決定等を行っています。

- この他にも、内調が中心となって、情報コミュニティ内の様々なレベルで定期又は随時の連絡会議を行い、いわば「オール・ジャパン」で内閣としての政策判断を支援する体制が構築されています。

(注)「情報コミュニティ」は、従来は、内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省の5省庁で構成されていましたが、平成20年3月の閣議決定により、拡大されました。(下図参照)

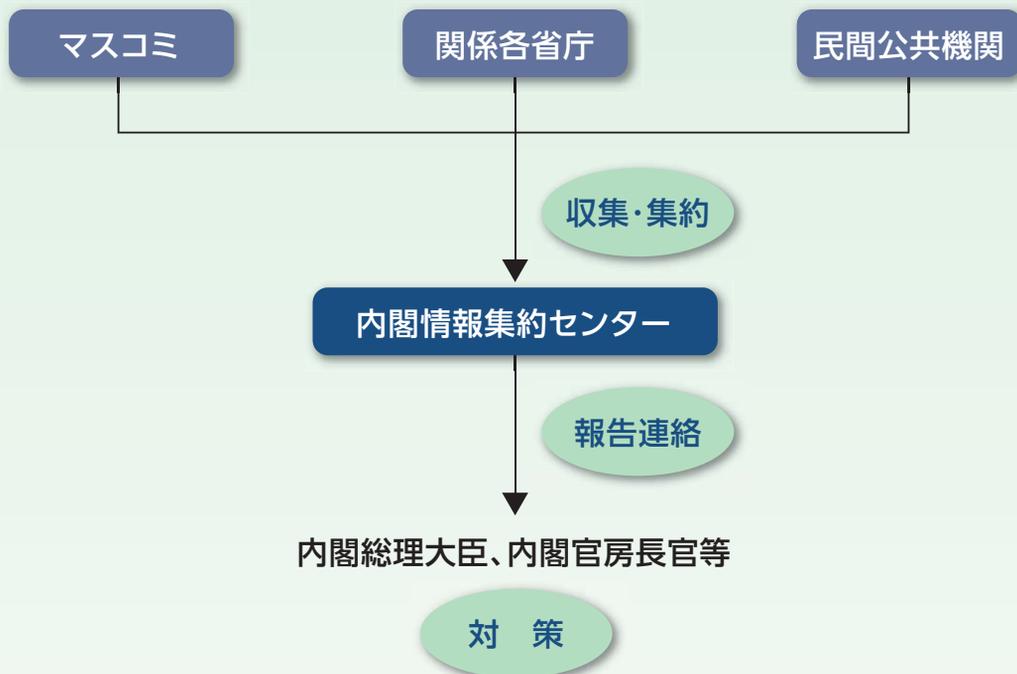


# 内閣情報集約センター

## — 緊急事態の発生と初動対処 —

- 内閣情報集約センターは、内外の重要・緊急な情報を24時間体制で収集、集約し、大規模テロや大規模災害の発生に関する情報を、内閣総理大臣等へ直ちに報告することにより、内閣としての的確な初動対処体制を確立することを目的としています。

各省庁との専用回線、内外の通信社との専用回線等のほか、災害発生時には、防衛省、警察庁等のヘリコプターからの映像をリアルタイムで受信するシステム等があり、緊急事態発生時における政府の情報収集、集約の拠点として重要な役割を果たしています。



閣議室: 内閣広報室提供

# 内閣衛星情報センター

## — 情報収集衛星の開発、運用 —

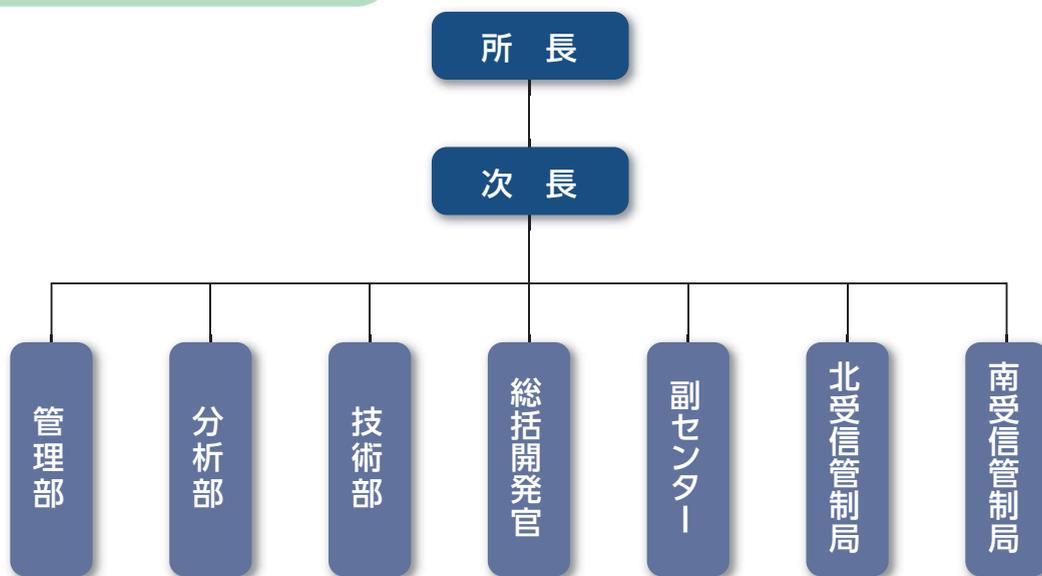
### 経緯・概要

政府は、我が国の安全を確保するために必要な情報を収集することを目的として、平成10年に情報収集衛星の導入を決定し、平成16年4月に運用を開始しました。

主として、外交や防衛等の安全保障及び大規模災害等の危機管理のために必要な情報の収集を行っています。

内閣衛星情報センターは、情報収集衛星の開発、運用を担う組織として、内閣情報調査室に平成13年4月に設置された組織です。

### 内閣衛星情報センターの組織



### ★ 情報収集衛星とは

情報収集衛星システムは、光学衛星及びレーダ衛星と各種の処理を行う地上システムから構成されています。

また、地上施設として、中央センター（東京）、副センター（茨城）、北受信管制局（北海道）、南受信管制局（鹿児島）があります。



©JAXA